## 知事と田子町民との県境不法投棄事案に係る対話

日時:平成15年7月21日(月)

19時~

場所:田子町中央公民館

三村知事:

皆様方、おばんでございます。今日は休日でございまして、明日またそれぞれお仕事お忙しい、そういう夜でございますけれども、こうして町民の皆様方にお集まりいただきましたことに心から感謝を申し上げる次第でございます。そしてまた、本日の労をお取り下さいました田子町の当局の皆様方、そしてまた議会の先生方、合わせて感謝を申し上げる次第でございます。

さて、この田子町でございますが、すばらしい自然に恵まれている美しい 土地であると自分自身認識している次第でございます。ご存知のとおり、よ くこの田子町には縁がございまして、知事としてではなくて百石の町長の時、 あるいは国会議員として何度か訪ねる機会がございました。その際も四季 折々それぞれの風景、そしてこの風土の厳しい中にあるすばらしさ・美しさ というものに感激することが度々であったわけでございます。田子に来ると 心洗われる、そういう思いがしておりましたのが今までの自分の経験でござ います。

さて、この恵まれました自然の元、地元の皆様方の本当にご努力によりまして田子町は日本一のニンニクということ、あるいは田子牛ということで地域ブランドをいい形で作り上げ、そのことによる一次産業が非常にうまく回っている、その認識もあるわけですが、本県の非常に誇るべき優れた宝物がこの田子には農産物としてニンニク・田子牛、これまでいい形で地域振興が行われてきたものと考えております。

しかしでございます、このすばらしい環境を持ちます田子の町に日本最大級の不法投棄というものがなされたことが明らかになりました。かれこれ、早三年半以上の年月が経過いたしました。この間、地元の皆様方のご心配、そしてまたご心痛ということにつきましては本当に深いものがあったろうと心痛むものでございます。

さて、不法投棄を行いましたところの原因者である産業廃棄物処理業者に対しまして、県の指導監督に落ち度があり、結果として全国最大級の不法投棄が行われたと、そのことをまた防止できなかったと、そしてまた今現在もこの地域の皆様方に大変な不安とご迷惑をおかけしていると、この点につきまして知事といたしまして、青森県知事といたしましてその責任を痛感すると

ともに、住民の皆様方に三村申吾県知事といたしまして心からお詫び申し上 げる次第でございます。大変申し訳ございませんでした。

さて、しかしながら何と申しましても、今後は一日も早くこの田子の住民の皆様方の不安を解消する、そのように現場の原状回復に全力を挙げて取組んでいかなければいけないと、そのことがまた県の責任であるわけでございまして、皆様のご理解・ご協力というものを得ながら県民の目線に立ち、そしてまた田子町民の皆様方の目線に立って住民の安心と安全の確保を第一にこの問題の解決に向けて取組んでいくという、その気持ちでございます。

私は、以前よりこの青森県にとりまして清浄で安全な水資源、我々この青森県のすばらしい特徴として水資源というものを、水環境というものを掲げてきたという、自分自身のそういう思いがございます。そしてこの水資源こそが我々青森県の自然の豊かさの源であるわけですし、水循環、流域水系の水循環の健全さを確保することが県民の皆様が安心・安全に暮らしていくそのための原点であると、そのように考えている次第でございます。

ご存知のとおり、この田子の町は馬淵川水系の上流、いわば水源部分に位置しているわけでございます。この貴重な我々の水源が汚染されるようなことがあれば流域として水系として取り返しがつかないわけでございます。従って、この問題は県政にとって何よりも緊急な課題であると考えている次第であり、就任後直ちに、日曜日であり町長さんを始めとしてご足労願ったわけでございますが、不法投棄の現場視察ということを知事の立場として行わせていただきました。またその結果からも、この現場については緊急な汚染拡散防止対策というものを含め、早急に原状回復の対策を講じることが必要であると自分自身においても強く感じている次第でございます。

私とこの地域の住民の皆様方、そして皆様方も県民の皆様でございます、よきパートナーである、その思いを常に申し上げているわけでございますが、この機会をもってよく話し合い、理解しながら県政を進めていくことが私は基本であると思っております。そのため、この問題の解決に向け、出来るだけ早く住民の皆様方と直接お会いし、まず私自身から知事といたしましてこのような状況になったことをお詫び申し上げようと、その思いがあって本日お邪魔させていただきました。本来であれば平日の夜ということが皆様方にとってもよろしかったかもしれませんが、より沢山の田子の皆様方がお出でいただけるようにと思いまして休日のこの時間帯を選ばさせていただきました。

今日は皆様方からお考えというものを、本当に虚心坦懐にお聞きいたしまして、心から皆様方に気持ちを開いて皆様方のお話を伺い、その中においてこの問題に向かいましての取組んでいく第一歩としていきたいと、その思いで

ございます。

町長さんに本当に今日はお手数をかけたわけでございますが、こうして田子の多くの町民の方々がお出でいただけたと、この思いに感謝をいたしまして、ご忌憚の無いお考え・ご意見というものを伺わせていただき、私から答えられる部分、あるいは事務方、部長を始め今日は産廃、この関係のチームリーダーも一緒でございます。部長・次長・リーダー、そのあたりからもお答えすることがあると思いますが、忌憚の無い意見交換をできればなと、そう考えている次第でございます。

それではどうぞ今日のこの皆さんとの話合い、すばらしい形においてこの産廃の、この県境の問題を共に一緒に解決していく第一歩となることを心から願いまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。お世話になります。

事務局 : それでは次に、田子町の中村町長さんにご挨拶をお願い申し上げます。

中村町長: ご挨拶を申し上げます。こんな夜分にも関わらず県南の果てまでこうしてわざわざ足を運んでくださいました三村知事さんに心から感謝を申し上げたいと思います。

私共の町の県境の産廃不法投棄というものが大きな問題となってございます が、県では一生懸命になってその撤去なり、その汚染の拡散の防止なりに特段 のご尽力を賜っておりますことは、心から厚く御礼を申し上げたいと思います。 そしてまた今晩は、こうしてわざわざ知事さんがお出でになりながら、町の人 方のそれぞれの思いなり考えなりご意見というものを聞きながら、そしてお互 いの理解の上に立っての全量撤去に向かっていくという、そのような姿勢に対 し本当にありがたいことだと、そう考えております。知事さんは就任早々にも 現場に来て調査をして帰りました。そしてまた、今またこうして皆さんの前に わざわざお出でになりながら、皆さん方のいろいろの深い思いというものもあ ろうと思います。いろいろな考えもあろうと思います。そのようなことをお互 いに語り合いながら、いかなる方法を考えればいいのかなと、時には意見の一 致をみない部分も出てくるのかも分かりません。だが出来るならば私共の切な る期待なり願いなり、そういうものが果たされながらああいう汚染された地域 というものがまた自然の本当の豊かな環境の中に帰っていきたいものだなと、 そこから本当の田子町の自然の良さというものが再評価をされることになるの ではないのかなと、そんな思いもいたしております。

今晩は皆さん方が、委員の人方はもう午後3時から一生懸命になってお互いの意見交換をいたしてまいりました。また先ほどは議会と委員の方々のそのよ

うな意見交換の場もありました。率直に皆さん方からそれぞれのお考えというものを出していただくならば、そしてまたそれが大きな町の、私は問題解決の大きな力になっていくものだと考えております。そういうふうなものをお互い出し合いながら、より良い道というものを探ってまいりたいと考えております。こうしてわざわざお出でになりました知事さん始め県のそれぞれの方々、本当にご苦労様でございました。どうか対話の中で町の人方の切なる思いというものを十分耳傾けながら良策というものをお考えいただければ幸いと考えております。

よろしくお願いを申し上げて私の挨拶に代えさせていただきます。本当に今 晩はご苦労様でございました。

事務局: それでは、これから知事との対話を行いますけども、今日はこれまでのように果の方から説明をするということではなくて、皆さんのご意見を直接知事が何うということで進めたいと思います。そういう意味でフリートーキングと言いますか自由な意見交換ということで進めさせていただきます。ご意見のある方は挙手の上、お名前を言ってからお願いしたいと思います。

それではこれから始めたいと思います。どうぞご意見なり有りましたら挙手 の上お願いいたします。

どうぞご自由にご意見を。

住 民: 上平と申します。今晩は。

田子町の不法投棄の産廃ですけれども、非常にご覧のとおりと言うか、全国最大級の投棄ということで、大きな町としても問題でありますし、水の汚染とか地下水とか、そこに風評被害とか、そういうことで町民としては非常に現実的にも将来的にも大きな不安を持っていると、そういうことでございます。そういう中で今晩は知事さんを始め、田子町に休日にも関わらずこのようにして私達と会話をしたいということにお出でになって下さったことに対して、町民、非常に私共感謝をしております。ありがとうございます。

そういう中で、一番先ずあそこの場所がああいう形になっていますから当然 汚染がされているし、汚染されている面積は多大な面積であります。それから、ちょうど岩手・青森の分水嶺的な土地でもあるし、結局水にしても沢が汚れると。当然その川に来るわけですから、そうなれば八戸の流域、八戸市民が飲料水にしている水源にもなっているわけです。ですから、田子町の問題だけではなくて、ここに住んでいる地域の人達が非常に不安を持っているということに繋がります。先ほど知事さんが水資源、水はやっぱり綺麗でなければならない、水は命と言いましたが、全くそのとおりであります。

そういう中で、まずあそこを全量撤去、全部取ってもらわないことにはいつどういうことになるか、例えば今の時点で多少は環境基準に適応したというか、そういう土壌ですが、でもまた厳しくなった場合にその置かれた物がまた撤去しなければならないのかということになれば、まず何十年経ってもそれが解決ができないと、こう思います。ですから、まず完全な撤去をしてもらいたいと。これが第一の要望、町民を挙げての意見であります。ですから、これについては一案、二案、三案というものを出してもらいましたが、どれにしても問題があるわけですから、全量を撤去して汚染物は完全に取ってもらうと。金がかかると言われていました。金がかかるのは別な話であって、問題はそこを解決するためには先ずそこを完全にしてもらうということを強く要望したいと、こういうお願いです。ですから、それには様々な方法があると思いますが、その方法はさて置いて、まず全量撤去をしてもらいたいと、このことについて出来れば知事さんからコメントを依頼したいなと、こう思います。

事務局 : 知事、お願いします。

三村知事: ざっくばらんに座ったままで話をさせていただきます。

今、流域水系の話がございましたが、実は馬淵川というのはご存知のとおりこの地域にとって最大の河川であり水資源でございます。実はこの馬淵川は当然太平洋にも流れるわけでございますし、そしてまた水道という観点から立てば、今青森に居たり百石に居たりしますけれども、百石ともやり取りがございます。水は常にやり取りをしているわけでございます。従って、自分の、あるいは自分の子供もおりますし家族もおりますし、正しく自分自身の問題としても非常にゆゆしいことだと思っています。

我々の先住民族と言っていいかどうか、要するにアイヌの人達の言葉に「何よりも水を守れ」という言葉があったことを自分自身は非常に、自分が町長時代から重く受け止めてここまでやってきました。自分の町は最下流にあったものですから、常に上流で何かあれば、奥入瀬川ですけれども、全て自分のところにいろんなそういう有害物でもゴミであっても何であっても来るという経験から、流域水系というものは常に一体としてその地域で考えていかなければいけないものだという自分の基本的な考えがあります。そして、その観点に立った中から安全・安心ということをどう考えていくか。

先ずとにかく現場からの汚染拡散防止ということ。自分自身の強い考えといたしましては、有害廃棄物、これについては全量撤去をしなければいけないということは皆様方と同じ意見であると思っております。しかし、その部分について先般以来有害廃棄物は全量撤去をしようという強い意志がございます。そ

して、その後は考え方がいろんな形に分かれるのでございましょうが、私共合同検討委員会というのを持っていますし、技術部会というところからいろんなアドバイスを受けているわけでございまして、自分自身はまだいわゆる選挙中だったんですけれども、6月28日に合同検討委員会というところで提言をいただいているというものがございます。その合同検討委員会のそれぞれの部会の意見というものを尊重しながら、ともあれ早急に原状回復ということに向かっていかなければいけないと。そして今何よりも手を付けたいことは、雪が降ってくる前に作業路を確保していきたい。早い時期にとにかく手を付けていくんだという形を、実態を、雪がふる前にまず何を作業をするにしても侵入路、皆さんご存知のとおり作業をする場所と侵入路は必要でございますから、その部分を始めとしてまず取り掛かっていきたいという気持ちでございます。そして、繰り返しになりますけれども、有害廃棄物については完全に撤去をしていくという方針は部長、また次長、そしてまたチームリーダーを含めてその感覚で進めなければいけないのではないかという考えを伝えてあります。

ただ、この合同検討委員会、技術部会、そこの意見も含めまして、あるいは 田子の町民の皆様方のご意見もあり、私共最終決定の場合においては常に県議 会の意思というもの、住民の皆様方の代表でございます、そこも含めましての 考え、最終的な方向性というものは出していくことになると思いますが、有害 廃棄物については完全に撤去をしたい。そしてそれはまた皆様方だけの問題で はなく、この流域水系、馬淵川の流域水系全体、どのくらいの下流人口になり ましょうか、三十何万の方々に関わる問題であり、また普段の水のやり取りと いうのがある観点において、自分自身の問題でもあるという認識を持っており ます。そう答えさせていただきます。

住 民: 私もすいませんが座ったままで。

三村知事: その方がお互い。もっとそばに行った方がいいですか。

住 民: 今、知事さんが有害物は完全に撤去しますよということですが、それは当然 のことですが、うちの現場を見れば分かりますが、有害・無害を分別するに、 どういう方法をとりますか。現実撤去した場合。

三村知事: かなり手間のかかる部分があるんですけれども、技術の関係の方からもきちんと分析して進んでいけるという報告があるんですが、鎌田の方からまた若干補わさせます。

鎌田チームリーダー: 県境不法投棄対策チームリーダーです。私の方から、それでは今の無害とか有害の具体的なやり方、区別の選別の仕方というものを技術的に今まで我々が考えている方法というものをお示ししたいと思いますけれども、まずあそこからゴミを取り出します。それについて、必ずそのブロック分の分析をします。分析をしてそのゴミの中の成分がどういう具合になっているのか、そういうものをお示ししながら有害な廃棄物、あるいは無害な廃棄物という言葉でいいのかどうか分かりませんけれども、有害な廃棄物については全て撤去していこうと。そういう分析をしながら、あるいはその確認をしながら選別して撤去をする、あるいはそのところに再利用するとか、そういう方法もあるという具合に考えております。

三村知事: 要するに、確認して前進、確認して前進と。非常に細かい作業になるんですが、その形をとっていかなければいけないんだという報告は受けております。

住 民: 話とすれば当然それは成り立つ話だと思います。分別してやっていくということから。ただ、現場を見る限りに、あのように土と皆サンドになっているし、それからゴミの種類もバークがあり燃やすような形もあるし、本当にゴミのデパートと言いますか、そういうのではなかろうかなと思います。それを手作業でやるのかどうか分からないんですが、そういう処理というのは現実的に、雪も降るところです、当然、冬休むのであればあれですけれども。そういう所では、私はあそこで育っていると言うか現場の近くですから、あのゴミをそういう形にするというのは非常に、出来ないことはないと思います、出来ないことは。ではそれを今度またちょっとあれな物は洗うとか、そういうこともあると思うんですが、例えば洗うということは土が溶けてしまうし、かえってまたその量が拡散する。水処理をするということは言っているんですが、その水は水ですし、汚泥的な泥が泥になるし。今の手を付けた何倍もの物になって沈殿する。それをまた拾ってどこかに焼却しなければならない。そういう作業が繰り返されるのではなかろうかなあと。

と言うことは、非常に技術としてやる仕事としては効率が悪いし時間もかかるし。もちろんそれは大量の金がかかるのではないかなと。もう少しやり方として、今の時代にそういう手作業をしないでもっといいやり方、クリーンなやり方があるのではないのかなと、こう思いますが、その辺は県としてはどういう腹案が教えて下さい。

鎌田チームリーダー: 今お話したのは何故そういう具合に確認をしていかなければならないのかということは、やはりあそこに有害な廃棄物が残ってはいけないとい

う基本的な考え方があるんです。従って、そこに残ってはいけない物ですから、その廃棄物をちゃんと分析をして、そしてそういう物は全部撤去しましょうということですから時間と手間はかかると思います。今考えているのは、大体あそこは全部で11ha ありますけれども、一つの1ha ずつ開削していって検査をしながら撤去作業をしていくと。ですから11ブロックに分けて開削し、そして検査し、そして撤去していくというようなやり方を今考えております。ただ、これからいろんな専門の先生に聞きながら、実際的にどういうやり方があるのか、今これは概略の概略で我々考えている方法で、今そういう方法があるということが今の段階ではそういうやり方をしていきたい。ただ、今おっしゃるようにもう少し効率的な方法があればそういう方法も採用していきたいという具合に考えています。ただ、いずれにしてもちゃんとあそこから有害な物は残してはいけないということで検査をするということでご理解いただきたいと思います。

住 民: と言うことは、有害物質を完全に取るためにそういう作業なりをするという ことで、もっといい、無害化していい方法があればまた別の選択肢もあるとい うふうに理解してもよろしいですか。

鎌田チームリーダー: そういう具合に理解していただきたいと思います。

住 民: そうですか。もう一点ですけれども、新聞でそのゴミ処理についてやみくもにお金を使う必要はないというような記事が出ておりましたが、やみくもに金を使うというのは、例えば今の手作業等はそれはやみくもには入っていないんですか。何かそういう記事が、県の方が新聞にそういう記事が載っておりましたが。この処理についてやみくもに金を使うことはないという言葉が出ておったんですが。今手持ちしてないんですけれどもとってありますが。それは無いんですか。無ければないでいいんですよ。議員との懇談会で。

鎌田チームリーダー: やみくもにというのは、多分そういうことではなくて、今のおっしゃったようなちゃんと分別して検査してやるということは、その何だかんだという話にはならない。ちゃんとやるということ、やることは最低限やらなくてはいけないということなんです。そう理解していただけませんでしょうか。 多分やみくもにという言葉は多分使ってないと思うんですけれども。

住 民: 記事として出ていましたよ。

鎌田チームリーダー: そうですか。

住 民: 確実に記事に出ていました。やみくもに金を使うことはないと。

鎌田チームリーダー: それは、今の場合にはちゃんと検査してやるということは、ただ 悪い意味でのやみくもにという言葉には入らないと思います。

住 民: 普通やみくもと言えばいい言葉には使わないんですけれども、日本では。 終わります。以上です。

住 民: 今日はどうもわざわざお越しいただいてありがとうございます。 前の方との関連の質問になりますが、私も全面撤去の方向で進んでいただき たいと思っておりますが。先ほど有害廃棄物はそれなりの所に運ぶようなお話 をされましたが、私共は撤去するにしても、もしかしたら行き場所が無いので

はないか、私達の所でも廃棄できない物を他の場所で喜んで受け取っていただ

ける場所があるのかどうか。そこら辺をお聞きしたいと思います。

三村知事: 私自身も説明を受けている立場であるんですけれども、県の方の計画についてはきちんとした最終的な、全て溶かしてしまうという形の部分で段取りがついているという説明をいただいていますし、これまでチームリーダーを始めとして真剣にこの問題に取組んできたという部分から、その作業の過程を自分自身は信じております。鎌田から補わさせます。

鎌田チームリーダー: 廃棄物を処理するというのはいろんな方法があると思うんです。 よく言われるのが中間処理ということで、焼却とかあるいは溶融、溶かすという、焼くのと溶かす方法が今主にやられている方法です。それから一番簡単なのは最終処分で、そのままここから持っていってポンと最終処分場に入れる方法もあります。今、我々が考えているのはやはり二次汚染というものを絶対出してはいけない。そしてここから持っていった物が次の処理場で中間処理、今考えているのは溶融ということを考えていますけれども、十分に溶融をして、出てきたスラグ、そういう無害化されたスラグをちゃんと処理できるような、そういう処理業者に委託をして処理をしてもらうと。ですから、あくまでも次の段階で変な公害が出るとか、そういうことの無いように、そういう業者を選んでそういう処理をさせるということで今考えておりますので、次の段階で中間処理、溶融という中間処理がそこで何らかの公害が起きないような、そういうような業者を選んで委託するという具合に考えております。

事務局 : よろしいでしょうか。それでは手前の方。

住 民: 今日は知事さんがせっかくお出でになるということもあって、このことだけ は確認したい、このことだけは要望したいという心境で発言させていただきま す。

> その前に、知事さんには就任早々我が町に二度ほどお出でになって下さった し、また今日も、連休ということで大変それらを返上してご訪問して下さった ことに感謝を申し上げます。

> さて、産廃のことでございますけれども、心ならずも一業者があのような大 量の産業廃棄物を投棄したということに対して、これは田子町の死活問題であ り、またそのことに対しては私も憤りを感ずるわけでございます。先ほど上平 さん、あるいは宇藤さん方々の発言とはかち合いますけれども、私もたまたま 岩手県の合同の公聴会なりに出席、参加でなく傍聴した時もございますけれど も、岩手県さんでは中村部長さんが全面撤去を全面に出して公約しているわけ なんですけれども、私の方ではそのことに対してはあまり消極的だと。何か部 分的な撤去方法でおられるようで大変残念に思うわけでして、その辺私は岩手 県同様に全面撤去をお願いし、かつまた現場処理ということも考えていただき たいということを強く要望するところでございます。なぜならばと言うと、あ の膨大な 67 万m3 の大量の廃棄物が、それこそトラックで運搬されると思いま すけれども、その台数からしてみると到底無理な話でありまして、数年それが かかるとすれば大変その間というものは田子町の汚名に関わることでもあるし、 やはり現場処理というのが望ましいのではないかなというふうに私は思ってお りますけれども、先ほど話題になりました溶融炉なんかもその一つでございま すけれども、やはりそういう手法でもって一つ処理していただければ大変私達 が安心して生活、あるいは様々な農作業にも励めると、そのように私は思って おりますけれども、その辺について県では現場処理ということを考えておられ るのか、おられないのか、まず確認したいと思います。

知 事: 現場処理できるかどうかということでございますが、ご存知のような場所でもございますが、まず例えば何よりも私共は、現地に処理施設をどうこうということだと思うんですけれども、お話の趣旨は。建設場所をどうするべきかとか、規模、最終処分場の併設など、その具体的な部分について町を含めましてのお考えが明らかでないという部分がまず不安でございます。そしてまた地域住民の合意というものがきちんと得られるかという部分。そして何よりも環境アセスメントを含めまして、全ての段取りをしている間に膨大な時間が、また

更に長い時間、今まで以上の長い時間がかかっていくということを心配いたしております。

従いまして、また町外からそういう形になっていきますと、町長さんから伺 った話によりますと、ここで処理する形を作り、今後もいろんな各地からのこ とを持ってくることを考えていることもまた一つの案であるということを、今 の先生からのお話にはございませんでしたけれども、そういう考えもあるとい うことでございましたが、やはり継続的に廃棄物が集められてくる、集中して くるということについて住民の合意が得られるかどうかというようなことを非 常に懸念材料として考えております。やはり何よりも今大切なのは、まずご存 知のような状態でございますから、囲い込んで全体に漏れないようにしていく こと。ご存知のように非常にすばらしい下はガチガチの岩盤でございますから、 そこまで達しての一言で言えばダムでしょうか、その形で押さえ込んでいく。 水処理をしながら、やはり徐々に、先ほど鎌田からも話がございましたが、ポ イント毎にゆっくりと採って処理していく。それでトラックの話がございまし たが、だとしても今新しいコンテナ方式とか、いろんな、完全に遮蔽して、完 全に漏れないような形で運送できる形が出来ているようでございます。そうい った新しい方法も兼ねて、やはり我々とすれば有害な部分、正しく危険な廃棄 物部分という物については全量撤去ということは私共も同じ考えでございます。 岩手県さんはいろいろなお話の中でご存知のとおり、それなりに残す部分とい うことでございますから、基本的なお考えはもう一度擦り合わせなければいけ ないと思っているんですが、私共も危険な廃棄物、要するに全て撤去するとい う考えはまた一緒であるというふうに逆に認識している次第でございます。

住 民: うちの方の町では、去る17日に佐渡島の溶融炉で活動をしているメーカーを呼んで勉強会をしたということで、建設にそんなに日時がかかるようではないように聞いておりますけれども、県でもそのようなことを勉強と言えば大変失礼ですけれども、その辺の調査をして何とか実現していただければなあと思いますし、先ほど上平さんが申し上げましたように、分類するというのはとてもではないが容易でないと私は思います、本当は。もうサンドイッチ、どうなるか分からないけれども、そのようにして混合してしまった物だから分類するのは大変容易でないし、何とかその辺、近代的な方法で処理していただければなあと思いますけれども。

三村知事: この問題は、何よりも迅速な処理、スピードということだと思っております。 第一点、何よりも。流域水系全体に関わる問題でございます。従いまして、箱 モノとして何かやるということは、それはメーカーさんの話とすれば簡単にす いすいというようなことをおっしゃられるのかもしれませんけれども、先生ご存知のようにアセスメントを含めてものすごい時間、またタイムラグを置いていいのかどうかという問題があると私としては認識いたしております。下流部に暮らしているものですから、常に自分自身も考えているわけでございます。若干鎌田なり、また部長・次長から補わさせます。

鎌田チームリーダー: 今の問題ですけれども、これはどうしても時間の問題が一つあると思います。それから、我々の経験で言えば中間処理施設を今何も無い所に作るわけですから、場所はちょっと固定できませんけれども、そういうことに関しての住民の方々の反対、例えばどこかのメーカー、あるいはどこかの会社がそういうような中間処理施設を作ると。実際環境アセスメントを2年から3年かけてやりました。そしてそこに実際作り始めたい、許可を取りに行ったというときに、県に許可の申請をした段階で今度は住民の方々から反対が起きるんです。そういうような反対が起きて、今までアセスメントに何千万もかけたのがパーになるという、言葉は悪いかもしれませんけれども、そこで建設を断念せざるを得ないという経験が我々今までの廃棄物行政の中でよくありました。従って、今知事の方からお話をしましたように、アセスをやりいろんなことをやるかもしれないけれども、地域の方々が本当にいいのかどうか、本当にそこに施設を作っていいのかどうかということを十分町の方で合意形成していただきたいということなんです。

それともう一つは、十年間でこのゴミの方は整理をしますので、その後どうするか。その後、今そこにゴミがあること自体に非常に嫌悪感を持っていらっしゃる住民の方々が、果たしてそこにまた町以外からゴミを運んできて、ストックヤードにゴミを置いて、そして徐々に処理をすると。そういう行為そのものを許容できるのかどうか。そういうところまで十分皆さんでご意見を出し合いながら、十分な合意形成、あるいは意見集約をしていただきたいという具合にお願いしているところでございまして、今の知事の発言もそういうような内容でお話していました。従いまして、もうちょっと我々としては町の意見集約というものが、気持ちとしては分かるんですけれども、その意見集約が果たしてされているのかどうかというのが我々ちょっとまだ見えませんので、その辺をもし出来れば説明していただきたいなという具合に考えております。

住 民: 別な方で一点お聞きしたいと思いますけれども。全量67万m3と聞いているけれども、あれは原料にしたらどれくらいで、何倍で67万m3になっているのでしょう。原料というのは、結局本当の生ゴミそのものが、産廃そのものがどれくらいのトン数があったのか。そして67万になっているのか。その辺はど

うでしょう。計算上、排出者の関係の調査で量が分かるでしょう、分かっているでしょう。何か聞くところに、新聞なんかで見ると、とてつもない1万7千件とか排出者があるとか何かというんだけれども、大変な量だと思いますけれども、その量がすなわち67万ということになるとまだまだ膨大な量になってしまうと思うんですが、その辺はどうでしょう。

- 鎌田チームリーダー: 実はこの67万m3というのを出したのは、排出事業者今実際約1万6百社ありますけれども、排出事業者の数と67万m3というのはあまり関係がないんです。67万m3を出したのは一つは地中まで50m、地上から50mまでどういう物が入っているのか、土以外の物が何かあるかどうかという測定が出来る、いわゆる電気探査ということをやりました。そしてそれから20本くらいボーリングをやりました。そういうことからいって67万m3という数値を出したわけです。この67万m3というのは当然のようにゴミを埋めてまた土をかぶせ、そしてまたゴミを埋めて土をかぶせ、あるいはそこのところに途中でいろんな物を入れてみたりということをやっていましたので、当然のようにここの中には土壌、土までも入っている数値でございます。従って、純粋がゴミだけがなんぼあるのかというのはちょっと今の段階では算出できませんけれども、いずれにしてもその中に入っている物は相対的に約67万m3であると。従って、排出事業者が1万6百社だから、その排出事業者がなんぼ出したのかということで算出したわけではございませんので、あくまでも物理的に計算したものでございます。
- 住 民: そうすると、1万7千件の排出者の総量に基づいたのではなく、おおよその 結局電波なりで調査をした結果で、だったら実際1万7千件の排出量はどの程 度あったか、その辺は把握してございませんか。
- 鎌田チームリーダー: 1万6百社のうち、トータル的に全部田子町に果たして入ってきているのかという問題もあります。この多くは埼玉県の縣南衛生と取引のある排出事業者でございます。従いまして、埼玉県の方の縣南衛生では焼却施設があります。それからRDFを作る機械もあります。そういうので、焼却した物の灰がこっちに持ってこられた物もあるし、それからRDFそのものを持ってきた物がある。ですから、この間の措置命令をかけた4社については、これは灰をこっちに持ってきたもの、それからRDFをこっちに持ってきたものが明確に分かった業者でございます。従って、1万6百社が全て三栄化学のこっちの田子町、あるいは二戸市の土地に不法投棄をしたというものではないんです。ですから、そっちから算出するというのはまず不可能に近い状況でございます。

事務局 : よろしいでしょうか。

他にどなたか。どうぞ。ご意見を発表される方はお名前もお願いします。

住 民: 畠山でございます。よろしくお願いします。

今日は夜分知事さんが大変お忙しい中、このように当町までお出でいただき まして、本当に感謝を申し上げる次第でございます。

この膨大な不法投棄というふうなことで、何年か前から大変私共も心配をして安であります。それがために今日わざわざ知事さん並びに県の方々もお出でいただきまして、私共も東大の教授、また助教授の方々からいろいろなことを学びました。大変知識が遅れているもので、その中でもいろいろありますけれども、ただ今のお聞きすることによりますと県の課長さんのお話によりますと、実際この田子町でそういうふうなものを取り上げて、地元に炉というふうなものを話をしましたかと。そういうふうなことであればまた話も違うというふうに私自身受け止めましたけれども、これは今日は県の方々にあまり突っ込んだ話をしないように自分自身も止めておきましたけれども、話の中で地元に炉というふうなことを考える時にあたって、地域の方々にもう少しのところで反対をされて何百億、何年のあれが無駄になっていると。もし田子町でそのような話がまとまれば出来るというふうなことですか。その辺をもう一回伺いたいと思います。課長さんから。

福永次長: 課長からと言うことですけれども、私の方から答えさせていただきます。

ただ今のお話、私の受け止め方としましては、仮に先ほど鎌田の方から話があった問題について地元の合意ということについてクリアされれば、もしそういうことが町の中できちんとクリアされれば県の方でそれを受けてもらえるのかというご質問だというふうにお聞きしたんですが、それでよろしいでしょうか。

この前からずっとお話をしておりますけれども、その町の中でその問題が反対が起きない、皆さんがそれについてまず合意できると、それがまず大前提であると。その上でいろいろな問題をまた検討しなければならないということです。先ほど鎌田も言いましたように、時間の問題もございます。業者の方からお聞きになったらそんなに時間はかからないというお話だということもおっしゃる方もおりますけれども、実際にいろいろな手続き、一番大きいのは環境アセスの問題だと思いますけれども、そういうような問題とかをクリアできるのか。そしてその先の処理について、中間処理の溶融炉ということは中間処理の施設ということでございますので、その先の処理をどうするのかというような

問題とかいろいろな問題が更にあるわけです。そういうようなことをいろいろ 更に町の中でどうするのかというのを詰めた上で、それらを整理した上でお話 をしていただきたいということであって、町の中でもう合意が出来た、反対は ないよということであれば県がそれを受けるとか、受けないとか、そういう話 に直繋がるものではございません。それがまず大前提であって、始めてその他 のいろんなクリアしなければならない問題、そこら辺のところを更に煮詰めて いかなければならないということでございます。

ですから、今おっしゃった質問に対して端的に「じゃあ、それであれば出来る」とかというようなお答えにはならないということです。

事務局 : よろしいでしょうか。 どうぞ、隣の方。

住 民: 関連ですけれども、町民が絶対賛成と、地元で処理して下さいというような ものがあった場合は、それはハハですかと聞いたら、なかなか濁った答えなも のですから非常に理解しにくいんですよね。その辺をもっときちっとしてもら わないと、せっかくこうやって話している中では何か濁っているんですよね。 なればなりますよと、さっき鎌田課長が町民の合意形成があればそういう方向 にも行くというような話をされたから畠山さんもお聞きしたと思うんです。そ れに対しては、それが最初だからとか、様々の手続き、環境アセスメントとか あって時間がかかると、これはもちろんだと思いますよ。もちろんだと思いま す。ですから、運ぶにしてもどっちにしろ時間はかかるのは明らかなわけです よ、量が量ですから。ですからその辺を濁さないように、私達に分かりやすく 一つ一つやってもらえれば非常にありがたいというか、来てもらった甲斐があ るんですよ。それでないと、今の話は結局もうずっと前に話したことと同じよ うなことを言います。役所的だと言ったんですけれども、本当に役所的で曖昧 で、どっちを使ってどっちを信用したらいいのかなというような部分がいっぱ いあります。これはやっぱり知事さんに言いますが、こういう答え方は住民に は非常に良くないと思う。知事さん、どう思いますか?

それともう一つですけれども、時間・許可、これはもちろんかかると思います。知事さんがみえていますから実情が分かっていると思います。知事の許可が一番優先だと、それから国の方に行くと思います、こういう許可というものは。ですから、この問題も、この不法投棄もまず青森県知事の許可によってあそこがああいうふうになったのが現実ですよ。無許可のところには出来なかったわけですから。岩手県は無許可だからすぐに撤去されたんですけれども。問題は青森県知事の許可がバンと大きな看板で出ておって、そこにああいうもの

が来たわけですから、そういうものは今までずっと許可が大事で、今度新しい ものをよくやろうとすれば許可に時間がかかる、あれだこれだと。これではち ょっと政治としてはおかしい政治だなと、こう思いますが、今の政治は非常に 緩和というか、許可許可ではなく、やはりいいもの、地域のもののためにはや はりそういうものは早く許可なりをして前へ前へと進んでいく。特にこのゴミ の問題は時間の問題だということですから、水処理なり遮水壁なりはこれは当 然取り掛かるわけですから、その2年なら2年を費やしているうちに許可をや れば許可はできると思います。明日からでも知事さんが住民のそれを取って、 そして知事さんにお願いすれば知事が許可をすることですからものすごく早い 形でいくのではないかなと。国もやはりそれはちゃんと認めてくれると思う。 ですから、出来ない話をしてもらうのではなくて、出来るために町民住民が何 を望んでいるか。望んでいるのをじゃあどういうふうに応えていくか、それが 先ほど知事さんがこういう事態を起こして申し訳なかったと頭を下げられたん ですが、私達は知事さんから頭を下げられることは心苦しいわけですけども、 それは、だから田子には許可がかかるとか長くなるのではなくて、町民が望む ものをやってあげますよというような前向きな話をしてもらいたいなと、この ように思いますが、知事さんから一言。

三村知事: まず私自身確認申し上げたいことは、本日危険な廃棄物を全量撤去したいんだと。そのことを皆様に申し上げ、その段取りについて進めていきたい。その中でいろいろなご意見を承りたいということでお邪魔をさせていただきました。今日、何かお話を伺っていますと、いわば処理する施設その他を町の方でお持ちになりたいというお考えのようでございますが、町としてそういう財政を含めまして様々な運営計画を含めてどういう形であるかということはまだ承っておりません。

住 民: 町ではまだそこまでいっていません。ただ、話の流れの中なんですがいっていません。ですから、許可とか合意がなされなければそういうものはやれないということから話をしたものですから、それは次の話ですから、ですから全量撤去なり、じゃあ町がどうなのか、住民がどうなのかということであれて、町の方ではまだ話はいっていませんが。

三村知事: 町の方から無いんですと何とも申し上げる部分が正直言って。

住 民: 住民の合意というのはまだいっていないから町でもできないのかなと思うんですが。

三村知事: 処理施設場をお作りになる話について今日お邪魔したとは自分自身思っておりません。この問題の重大さに鑑み、地域住民の方々が、具体的に言えばいるんな撤去の方法その他についてのご意見等を賜る機会だというふうに今思ってお邪魔しておったんでございますが。県として、そういった施設を県が持つを含めましてその考えには至っていないわけでございますし、今正直言って引き継いだばかりの部分があるのですが、何よりも今日はこの秋の間に侵入路を作っていきたい、要するに具体的作業に取り掛かっていきたいんだという私共の意思をお示ししたかった点と、危険な廃棄物は全量撤去するんだという強い意志をお互いに確認したかったという点。その他またいろいろといろんな思い、田子の皆様方にあるということであれば、その思いを承るということでございまして、許可だ云々だという話について今日はそこに至るというふうには全く考えておりませんし、その部分、町としてのご計画をきちんとお持ちなのであればそれはそれでまたご相談ということになるんでしょうけれども、実際手続き・手順というもの、アセスを含めましているんなものがあるということを鎌田の方から話をしたのかなというふうに受け止めております。

住 民: 山本と申します。先ほどからお話を伺っていますと、地元の合意が無ければ 進められないというお話。それが大前提だというお話をされておりますが、県 の計画でも何でもそうだと思いますが、計画ありきだと思うんですね。実際に やってみたらダメだったという結果論からそうだという話は分かりますけれど も、我々欲しいと要望しているわけです。それについて、それが無ければ一歩 も進めないんだというお話をされますとこれまたおかしい話で、町はそういう ふうに検討をして下さいと。その間に我々も実際研究をしますよという話だっ たら話は分かります。我々の話は、町が動かなかったら何も話は進みませんよ という話にしか聞こえないんですよね。それではやはり何も我々の話が伝わっ ていないのではないのか。知事に対しても、町の要望というのは一つも上がっ ていないのではないか。合同検討委員会、それから県の計画は知事にはものす ごく伝わっているようには思いますけれども、町としてはこういう意見があり ますよとか、そういうものは一つも伝わっていないというようなイメージしか 受けません。やはり、そこのところ、町にも要望、こういうことをやって欲し いというのであれば県でもこれをやると。そういうふうな、やっぱりそういう 関係を持っていきたいと思っているんですけれども。そういうのが無しで、出 来ないということを前提にお話をされているようで、やはり納得がいかないと いうのが実際ここに来ている方々皆そう思っているんじゃないんでしょうか。 是非、やはり現地処理の上での検討というのも第一というふうな格好でこれを 挙げてもらえないものなんでしょうか。

一つは、運び出しということを前提にお話は進んでいるようですけれども、 あそこを下りますとすぐ小学校がございます。子供があそこをよく通るわけな んですね。それから町中に行きますとお年寄りが沢山おります。何しろ高齢の 町でございます。そういう方々が沢山いらっしゃる。一番交通事故ということ で被害を受けるのは子供とお年寄りだと。実際そういうふうな統計でございま しょうから。そういうふうなことをやはり念頭にも置いていただきたい。また 農繁期の時にトラクターや様々な農機具が通ります。そういうことを前提にし ても、頻繁に通って、それが第一優先なんだよと、あなた方その作業を休みな さいとか、そういうふうな形になるということも頭においてお話をされている のかなと。これは是非それを何とか推進して欲しい、気持ちはそうです。しか しながら、やはり町民にそれを研究しなさいよと、研究途中であろうと私は今 思っています。ただそこに行く前に、知事さんがいらっしゃってお話を聞きた いというふうなお話だったものですから、どこまで…要望があったものはやは り真摯に受け止めてやっていただきたいし、知事にも地元からそういうふうな お話があったというのはやはり伝えていただきたいと思っています。今、お話 を聞きますとまるっきり初耳だというお話になっています。白紙だということ がこの前お話になりました。今でも白紙、今後も白紙というふうなお話では困 ります。

住 民: 百人委員会の中村であります。過ぐる6月28日まで両県の合同検討委員会 の委員でもございました。知事さんには当選おめでとうございます。

選挙後間もない7月6日の現地視察に次いで、今回のご来町誠にご苦労様であります。その立ち上がりの早さに心から経緯を表します。

知事は、初心表明の中で青森から日本を変えるとし、自主自立の県づくりを目指し、ふるさと再生・新生を実現すると高らかに謳い上げられました。そして、選挙公約でもあった基本的な運営方針として、参加・共生・創造・公平の四つを4本柱としてお示しになられました。知事のこの初心表明をお聞きして、今度こそ我が田子町にも日が昇るのではないか、そのように大いなる期待を寄せているところであります。知事の四つの基本方針を敢えて二つに統合する暴挙をお許しをいただいて、参加と創造、公平による共生とさせていただいて、参加と創造のセクションの中で本産廃不法投棄事案を括っていただくのが住民に最も分かりやすいことかなと考えております。参加という点から申しますと、今まで本事件についてとってきた県の施策対応というものは決して開かれたものとは言えない状況であったというふうに判断をいたしております。説明時の対応、情報公開への対応、更には住民要望への対応などなど、どれ一つとして

住民との間で信頼形成が図られていないというふうに判断をしております。三村知事が公約の中で参加を一番最初に持ってきたというのが何故か分かるような気がするわけであります。

そこで、具体的な中味の意見を申し上げますが、先ほどからいろいろとやり取りの中で県の考え方というものが浮き彫りになってきているという、こういう気がするわけであります。県が合同検討委員会の指し示す方向として我々に提示をしているものが3ピースあるという、その中で特に二つに分類をできると。その一つは全量撤去案であり、今一つは部分撤去プラス現地浄化という二つの案である。これに対してどちらを提示したいという、そういうことの意思表示と言いますか、県のその説明もないという、こういうことであります。更に、この二つから選ぶとすれば当然住民は挙げて全量撤去である。こういうことになるわけであります。

知事は、私共住民の要望・意見というものを深く理解をされて全量撤去に向けて一歩を踏み出すべきではないかと、このように考えるわけであります。そして知事の公約であるふるさと再生・新生というものを果たしていただきたい、そのように考えます。何のために、誰のために。これを第一義として考えた場合、その目標・目的というものが自ら定まるというものではないでしょうか。それを今まで、県は目標・目的をうやむやにしたまま、その手段のみを全面に打ち出してきたという、そういうところに論理の矛盾というものが露呈をしてきた。既にパンクをしたのではないかという、こういう感じを受けるわけであります。

そこで、不法投棄に関してでありますが、私の方でこの全量というものの定義を実はしているわけであります。これは私共のサイドでありますけれども、全量というのはどういうことかと。ここの部分で県と住民の擦り合わせがないと、なかなか全量の解釈がずれるわけであります。ですから、ここの部分で事務方の方々と住民との擦り合わせを十分していただきたい。これが一つであります。住民の考えている全量というものは、不法投棄をされた産業廃棄物プラスその不法投棄によって汚染された土壌という、こういうことで私共はその全量というものを括っていると、こういうことであります。このものが全て撤去されなければならないという、そういうことであります。先ほどから県の事務方の説明では、その67万トンについてもそれぞれの説明がなされていますけれども、何回かの説明の中で掘ってみなければ分からないという、そういうことを言っているわけですよ。掘っていて分からないということが、総量というものがどれほどあるのかということが当然分からないということになるわけです。とりわけ特管について特定できないのではないかと、こういう感じがするわけであります。先ほどから分別に大変でしょうというのは、我々の考え方と

いうよりも県を案じた考え方なわけです。皆さん方が処理をするのに大変でし ょうと。どういう形であの全体の物を分別するんですかと、そういうことを言 っているわけですよ。ですから、それは県で決めると言えばそれまでの話のわ けですが、是非ともそういうことを調査なら調査を完全なものとして、今の調 査が完全だかどうかということも住民には分からないわけですよ。別の機関に お願いをしたらもっと正確にあの実態というものが明るみに出るかもしれない。 そうすると、より正確な計画書が県で作成できるだろうと、こういうふうに思 うわけであります。そういう、しなければならない部分というものが整理をさ れないで現在まできているという実態もあるのではないかと、私共はそのよう に考えております。不法投棄からかなり経過をしたこの時点で、汚染された土 壌というものがどれほどの量になるのか。我々がとてもではないけれども寝て いられないほど心配なわけですよ。だからそういうことを一つ住民に分かりい いように説明していただきたい。何と言っても、例えば先ほどの西村さんが質 問されていましたように、岩手県で全量撤去だと言っていると。その中味は原 則としてという枕詞が付いているところから、岩手県の全量撤去というものは 青森県が考えた場合にどういう状態なのか。それと比較して青森県の案という ものはどういう比較を我々がすればいいのかという。これだって住民としては かなり気になる題材であります。ですから、どうぞ岩手県との間で十分な擦り 合わせをしていただいて、住民に分かりやすい説明をしていただきたい。こう いうことをお願いするものであります。

なお、具体的なことについては後段に町民の方から出るでしょうから、私の方では総括的なことをご意見を申し上げて、知事の見解を承りたいというふうに考えます。よろしくお願いします。

三村知事: 後ろの方からの話になりますが、岩手県との擦り合わせ、合同して考えると、非常に重要だと思っておりますし、そのように指示をいたしている次第でございます。また、全量ということの解釈ということになるんでございましょうけれども、岩手県の考え、私共の考え、それぞれの擦り合わせも非常に重要な部分であると思っております。住民の方々と事務方との全量という部分を含めまして廃棄物、この廃棄物全般についての考え方、擦り合わせが足りないというご指摘でございます。報告ではいろんな形において皆様方と話合いをしてきたということでございますが、より一層部長、あるいは鎌田リーダーを通じまして皆様方と実態的な部分についての擦り合わせということを更に深めることをお約束、強く指示することを申し上げたいと思っております。

そして、今日私自身がお邪魔させていただきましたのは、一つに皆様方の問題としてということだけではなくて、自分自身としての問題もあるんだと。流

域水系全体を考えた場合に、やはり早く取り掛かっていくことが大事であるだるうと。その場面において田子の皆様方からいろんな忌憚の無いご意見をいただいて、それをまた議会の先生方にご報告しながら実務に取り掛かっていきたいと。その段階までもう来ているという思いでお邪魔させていただいた次第でございます。

大変、今、中村さんからいいご指摘をいただいたと思っております。そして情報公開ということを、自分自身は開かれた県政ということを申し上げておりますが、一つの物事を進める段階、例えば先ほど鎌田から 1 ha 毎という話もございましたが、例えばその場合でも今こうしましたらこうですと、随時報告、報告。現状報告、現状報告ということをお示ししながらあらゆる物事を進めていくということは担当部内を含めて、あるいは自分自身を含めて合意事項となっているということも合わせてご報告申し上げたいと思っております。若干内容の部分につきまして事務方からも少し話をさせます。

部長、どうぞ。

前田部長: 環境生活部長の前田でございます。皆様方には日頃から大変お世話になって おります。

岩手県との擦り合わせというふうなことは、合同検討委員会が一応それぞれ解散になりましたけれども、それぞれのところで委員会を、協議会を立ち上げまして、それぞれのところで自分のところの検討をしていきながら、更に岩手県・青森県の共通する部分に関しましては話合いを、合同の協議会も開きまして擦り合わせをしたいというふうに思っております。その点に関しましては、事務方共々、それからそれらの委員のご了解も得ながらというふうなことになります。私共のところはまだ協議会を立ち上げておりませんで、今検討している最中でございますので、そこが出来た時点で擦り合わせもして、共通の部分についての話合いもしてまいりたい、そう思っております。よろしくお願いいたします。

三村知事: 直ちに立ち上げるように指示します。

住 民: 沢口と申します。確認なんですけど、知事の立場とすれば全量撤去は取らな いというわけですね。どうなんでしょうか。

三村知事: 現状いろいろな報告を受けている中で、先ほどからも話をしていますが、いわゆる実際に全てを掘っていないわけでございますから、今調査段階の報告を受けております。その中においても、もう自分自身としても危険な廃棄物部分

はもう全量撤去してくれと、その方針で臨んで欲しいと。例えば、ここは大丈夫だ云々とあったとしても、ここに危険な物があればそこは合わせて取るというぐらいの方向でやって欲しいという指示はいたしております。上流部の問題だけではなくて、下流部全体に含めての問題となるわけですから、自分自身の問題として受け止めているということでございます。

住 民: もう少し。さっきから上平さんも言っていたんですが、非常に皆さん分かりにくくて、毎回私共が頭を悩ますところはそこなんですけどね、もっと単刀直入にストレートに言ってもらえれば。県が示した3ケースありますよね。この1ケースは取らないということなんですか。それをお聞きしたいんです。

三村知事: 1ケースというと。全て。近隣の土壌と同じ状況に原状回復させなければい けないというのが自分自身の考えでございます。

住 民: もう少し。ですから分かりやすく言ってもらえますか。

三村知事: 近隣の土壌と比べて大丈夫な部分は、それはやはり、いわゆる単なる土壌である部分は敢えてことさら。

住 民: 鎌田さん、この全量撤去というのはどういう意味ですか。知事もう結構です から。知事が言っているのを私は理解できないんですけどね。

鎌田チームリーダー: ケース 1 の全量撤去ですね。これはもう 6 7 万m3 の廃棄物は全量 撤去しましょうということのケース 1 です。

住 民: 知事はどういうふうに考えますかね。これは見たことはないですか、1ケース・2ケース・3ケースというのを。

三村知事: そういう形の3つを見ていますけれども、やはり今大切なことは、何度もお話をしていますが、調べながら進む、調べながら進むということだと思っておりました。いわゆる当初バーク、堆肥等を含めて、いわゆる自然物に非常に近い形で計画され、その部分等もあると聞いておりました。従って、その部分がいわゆる汚染されていない状態であれば、いわゆる自然環境を補うためにしなければいけない、その部分をどうするかという問題でございましょう、要するに。汚染された部分については、あるいは危険な廃棄物は全て撤去するという件については見解は一緒だと思います。だから、その全体の状況というものを

やはり進めていく中で把握していかなければいけない。そしてまた、地元のご 意向であります全て取ってくれと。私共はいわゆる税を執行していく立場にお いて、常に県議会の皆様方、住民の皆様方のご意向を反映しながら県議会の皆 様方と判断していくという立場にございます。提案し議決をいただくという形 で今の民主主義のあり方として進んでいくわけでございます。皆さん方の意見 は十分に反映する、慎重に熟慮するということは申し上げているわけでござい ますが、今の段階で1・2・3、はっきりと答えるということは自分の立場と しては出来ないものだと思っています。

住 民: それがどうして出来ないのか、そこも理解できないんですが。

三村知事: いわゆるバーク、堆肥であるとか、岩手で言うところの鶏糞であるとか、いろんなケースがまだあるというふうに考えておりますし、いわゆる近隣土壌との比較ということが非常に重要になると思っています。いわゆる、ただの土の部分、その部分もあるというようなことの報告等を受けているわけでございますから、その部分について今どうこう判断しろということは差し控えたい。いわば、十分今日は意見をお伺いする立場でございまして、その中で最終判断というものは議会にまた図りながら決めていきたい。

住 民: これも毎回県の方と話をしていて、うちの方の百人委員会の会長もよく言うんですけれども、無害な物は砂一粒まで取れとは決して言ったこともないですし、これからも言うつもりもありませんし。ただ先ほど知事の表現で周りの土壌と同じというふうな、ですから周りの土壌というのが汚染され汚染されていっていたら、どこまでが周りの土壌かということにもなるでしょう。

三村知事: データ等をきちんと報告を受けている段階では周りに対する漏出が無いものですから、急いで更にそれを確認するために囲い込みをしたいということでございますし、ご意見は非常に、沢口さんのご意見と非常に近いのではないかと思いますが。

住 民: どこが近いのか、それはちょっと理解に苦しんでいるところなんですが、も う少し私共町民と同じレベルで分かりやすく、出来る・できない、やれない・ やれると、そういうふうな形で言ってもらえれば助かるんですけれども。

> もう一つお聞きしたいんですけれども、検証委員会の結果が出ましたけれど も、今知事さん新しくなられましてね、その結果についてどのように受け止め て、じゃあどのようにこれから青森県庁が変わっていくのか、それを是非確認

したいんですけど。今までのところ変わったというふうにはとても見受けられないんですけど。

三村知事: 大変変わっていないと、まあ2週間そこらでございますが、こうして共に住民の皆様方のご意見を十分拝聴しようという思いを、この担当部もそうでございますが、その他の部も含めて持ってくれているということについて変化したと思っております。

事務局: はい、どうぞ。

住 民: 久慈と申します。よろしくお願いいたします。

いろいろありましたが、皆様方が質問とか要望とかで出ておりますので、私の中で残った部分を質問、あるいはお願いというようなことでお聞きいただき たいと思います。

一つは、昨日20日の新聞、名前は言いませんけれども、それにあれだけ全量撤去を叫んだ岩手県で、県庁の方が岩手県の県境のゴミを県内、あるいは青森・秋田、いわゆる北三県の処理場で処理をしたいと、そういう発言をなさっています。これは新聞記事ではっきり出ています。あれだけ自信を持ってお話になった岩手県でああいう発言をされたということは、岩手県のゴミの総量は私達に比べれば3分の1、あるいは4分の1のわけですから、いわゆる危険な、あるいは岩手県の場合は全量ですから危険ではないのも入れての話かもしれませんけれども、青森県のこの60何万トンのゴミ、その中で掘ってみなければ分からないと言われています。そのゴミをどこで処理をされるのか、全く私は素朴な質問なんですが、まだ鎌田さんからは、前にも一回質問したんですけれどもはっきり答弁はいただいておりませんので、今日はお願いをしたいと思います。それが一つです。

それから、例えば第3案でやった場合に、危険な物は撤去しますよということで、後は現地浄化というお話も出ております。その浄化について、基準を設けて浄化されると思うんですよ。これくらいまではいいだろう、これくらいは浄化したらいいのかなという、そういう基準がないと浄化にも何もならないと思うんですが、その基準の問題が出てくるのかなと思うんです。ご存知のとおり、国の環境基準は厳しくなる一方ですから、やわくはならないと思います。今現在、ここまででもいいだろうということで残したと。それが将来にわたって今度は危険な数値にまで落ちた場合に、それはどういう処理をされるのか。もし県の3案でやられた場合はどういうふうにお考えなのか。それをお聞きしたいと思います。

それから、あと今の措置法は10年ということで期限が付けられておりますが、その辺の10年という数字を県の方ではどういうふうにお考えなのか。そこを一つ、部長さんからでも結構ですからお願いします。以上でございます。

三村知事: 実務的な部分。

鎌田チームリーダー: 私の方から二つ。まずどこで処理をするのかということなんですが、これは具体的に個人の企業を挙げるということは、これから入札とかいろいろな手続きをしながら公明・公正にやっていかなくてはいけないものですから、今ここで処理施設の名前を挙げることはちょっと控えたいんですけれども、場所としては青森市と八戸市にその処理業者があります。何故青森市か八戸市かと言うと、いわゆるこのゴミは特別管理産業廃棄物、知事が先ほどから言っている危険な廃棄物ですので、これは特別な処理を要するということで許可がまた別なんですよ。その特別管理産業廃棄物を処理出来る業者でなければダメだということで、その業者が青森と八戸にあるということなんです。そちらのいずれかにやっていきたい、あるいは量的なものもありますので両方にもやるかもしれない。それは撤去量、あるいは処理能力、そういうもので決めていかなくてはいけないと思っております。

住 民: そうすると、県の方としては数量的に県内で今現在処理可能であるという解 釈ですか。

鎌田チームリーダー: 今現在、10年間で処理出来るように、今出来るものという具合に考えています。もしもどうしようもない時には、実は事前にこれは事務的に秋田県の方に処理する施設がございます。秋田県の方ともお話をしています。ところが、秋田県は出来る限り県内でやってくれと、青森県のゴミは青森県で処理して下さいと。どうしようもなくなったら、またその時相談しましょうという話なんです。ですから、我々としては出来るだけ県内で処理したい、また出来るものと思っております。まず一つ。

それから二つ目ですけれども浄化の方法です。これは有機塩素化合物というのはベンゼンとか臭いがします。あれは空気を送ることによってきれいになるわけですよ。それから、重金属類は水で洗うことによってきれいにすることが出来る。そういう方法が今あります。これの基準なんですけれども、あくまでも土壌環境基準を考えたい。土壌環境基準の以下になるまでこれはきれいにしましょうと。実は、その方法が果たしてどれだけあるのかというのは、この間土壌汚染対策法というのができました。土壌汚染対策法というのは、いわゆる

土壌が汚染された所をどういう方法できれいにしていったらいいのかという方法なんですよ。そういう方法を書いた法律なんです。このぐらいのこのようなもので、こういう具合に汚染されたものはこういうやり方があるという方法がありますので、そういう方法を基本として考えていけばこれから土壌環境基準を以下までにもっていけるだろうと、そういうことを基準にしてきれいにしていきますということです。

- 住 民: 追加で、すいません。そうした場合に、当然排水の問題が出てくると思うんです。今、県では遮水壁でゴミその物から出る水についてはラグーンのところで処理をするということですが、それにプラスまたかなり濃厚な汚染水が出る可能性があるわけですね。そうすると、今県でお考えになっている浄化装置でそれも浄化可能だということでお考えのわけですか。
- 鎌田チームリーダー: 簡単に言えば出来ます。一言で言えば。十分それだけの能力を持たせますから。

それとあと、もうちょっと詳しく言えば、あそこは一回全部蓋をしてしまうんですよ。表面遮水して雨水は雨水で流します。汚い中の水だけを処理しましょうということですね。それを1haずつ切っていって、中の物を出していくというようなやり方をしますので、十分能力は持っています。それは十分対応出来るような能力にしておりますので、これは安心していただきたいと思います。三番の方は部長の方から。

前田部長: 今回成立いたしました産廃の特別措置法は10年間の時限立法というような 形で成立をいたしましたので、私共もその10年間の中の有利な国の支援策を 使って処理をしたいというふうに思っております。その為の、今年出来るだけ 早くやりたいというのは、今年が10年間のうちの今年が1年目になるという ふうなことを考えてでございます。

事務局: はい、どうぞ。

住 民: 追加させてください。そうしましたら、例えば10年を過ぎても今と同じよ うな姿勢でゴミの対策をするというお考えのわけですね。

前田部長: 10年間の計画を出して、10年間の中で支援を貰って、そして水処理施設や壁を作って処理をします。その後のことに関しましては、水処理の管理と言うんですか、保管する、そこで10年間で処理をするというふうなことの計画

を立てたいと思っています。

住 民: ゴミの絶対量が分からないわけですから。

鎌田さんの前の説明の時、掘ってみないと分からないですよという言葉がありました。掘ってみないと分からないと。これは汚染度と量の問題があるわけですから、それが私達町民とするとすごく心配なわけですよ。掘ったら60万トンが80万トン・90万トンになったよと。それで10年ではとてもではないけれども、最初の10年で処理する計画が延びなければならないというような場合に、県では大変だと思うんですが、今と同じような姿勢で対処していただけるものかという決意をお聞きしたい。

鎌田チームリーダー: 私が掘ってみなければ分からないと言ったのは、いわゆる量的なものはまず67万だろうと。中に4種類と言っていました、燃え殻とか汚泥とかRDFとかバーク堆肥。その他に何が、例えばドラム缶とか金物とか医療系廃棄物、そういうのが掘ってみなければ分からないということなんですよ。ですから、10年間で必ずやりますと。ただ、そこでもしも10年間で十分対応できないという事態になりましたと、それはその時になってみないと分からないわけですよ、はっきり言えば、10年後でないと。10年前、2・3年前でないと分からないわけですよ。ですから、今は平成24年までに全部これは処理する覚悟で、その気持ちでやっていきたいと。やりますということなんですよ、やらせて下さいということなんですよ。そういう決意です。

事務局 : よろしいでしょうか。 次の方、どうぞ。

住 民: 山崎と申します。よろしくお願いします。

さっき、岩手県との擦り合わせの件ですけれども、我々二戸市の議員の方々と田子の議員の方々で合同委員会というのを作っていますけれども、その中で県境はあるけれども一体的に物事を考えていかなければならない。何かマスコミなんかを見ると、岩手県が先、先、先みたいに、そういうようなあれがどんどん発表されていますが、その辺の擦り合わせをよろしくお願いしたいと思います。

と言いますのは、あそこの県境に青森県の計画では遮水壁を作るとありますけれども、あそこの地形は複雑で、岩手県の方のがほとんど青森県の沢水になって、青森県の馬淵川の方に出て行くという、そういう現況です。そこに青森県の県境だからといって遮水壁を作ってしまうよりも、むしろ岩手県側に入っ

て稜線を越えた地域にその遮水壁を作ると馬淵川の方に流れてこないのではないか。更に、その下に水の浄化水槽、そういうものをやってもらわないと、岩手県は全部取ってしまったよ、後に何が残るかまだ分からないわけですから、そこから出る水は全部青森県の馬淵側に流れてくるという、そういう状況。それは鎌田さん達は調査して分かっていると思いますので、県境だからと言ってそこの場所に遮水壁を作るということは無理なことではないのか。あそこを岩手県側も青森県側も一体のゴミの山として処理方法を造成していく必要があるのではないかと思います。その辺よろしくお願いしたいと思います。

とっぴな質問で申し訳ありませんけれども、今よく構造改革特区とかということで津軽の方ではバイオをやる、八戸地域では熱、環境、そういうことをやると言っていますが、どうですか和平もゴミの所にゴミ処理特区とかというものは出来ないものでしょうか。更には環境の何とか、更には仮に溶融炉が出来ればエネルギーも出る。何かそういうふうに考えることも。例えば規制緩和はされるとかとありますから、環境アセスに4年かかるとか出来ないとか何とかという話になりますけれども、そういう特区としてあそこ全体を考えた場合にはそういう規制緩和とか何かはクリアできるのではないかなと思います。せっかく知事選の時には鴻池大臣も応援に来ていたようですけれども、そういうことを考えて、もっと広げて、あそこは青森県でもない岩手県でもない、どっちも同じゴミの山だよ、それを解決するためにはということで、岩手県との調整を密にして同じような方法で出来るのであればそういう対策を講じていただきたい。特に、遮水壁と水の浄化については全部青森県に流れてきますから、岩手県の領分だとか何とかと言っている場合ではないのではないのかなと、そういう気がしますので、よろしくお願いします。

三村知事: 山崎さんおっしゃるとおり、とりあえず岩手県に対しての自分の立場としてはごもっともだと思っております。連携してやる形と、県境だからと言って遮水壁というのは非常に合理性においても悩むのではないかと思っておりますので、その擦り合わせを是非もっとどんどん擦り合わせを進めて欲しい、進めたいということを自分自身も報告書を読む中でそう感じておりました。意見としては全く同じものを持っております。ただ、行政同士の話合い、ご存知のとおりでございますが、しかし何とかこれはもう三県連携ということを、岩手の方からの提案もあるわけでございますから、そこに則りそのような趣旨でお話をしたいと思っております。

特区の問題ですが、特区制度の問題点というか、規制についてはいろんな部分があるんですが、特区というのは補助金は伴わないと。税制上の優遇措置は一切無いという部分がございまして、良し悪しの部分がありまして、規制緩和

という点についてはいいことなのでございますが、ただ鎌田と事務局が話しておりますいわゆる環境問題についてのアセスメントを含めての段取りというものはそういう状態であっても変わらないものだと思っております。特区制度は非常に運用が難しい制度でございまして、特区を獲得していく場合でございますが地元自治体が相当創意工夫をしないと補助金もない、税制上の優遇措置もないという制度なものですから、今後どのように地元がお考えかあれでございますけども、いろいろな形で特区を考えるということであれば、我が方、ノウハウというんでしょうか、その部分について共に制度はこうなっておりますということと一緒のお話はできるというふうには考えております。

事務局 : よろしいでしょうか。どうぞ。

住 民: ちょっと忘れましたけれども、ここには遮水壁とそのゴミの処理と、それから浄化施設ですか、その3点で事業いたしますけれども、あそこから60万トンのゴミを取った後の土地はどういう形になるんですか。あそこは元々は非常に深い窪地でしたから、そこのまた下まで汚染されていればその土壌も取るということになりますが、その後あのような池の形にしておくのか、その事業費が、おそらくこれも何億という事業費がかかると思うんだけれども、その取った後をどういう形に復元するか、どういう形にするのか、その辺のあたりはどう考えているのかお伺いしたいと思います。

三村知事: 鎌田から。

鎌田チームリーダー: あそこの土地の跡地については、これからこちらの町の振興計画、 あるいは町の住民の方の考え方、いろいろあると思います。ただ、いずれにし ても危険なような状態にするわけにはいきませんので、その間にあそこの原状 回復が終わるまで跡地をどうするか、環境再生をどうするのかということを話 し合っていくという具合に考えています。そのためにも、新しい組織の中でい ろいろ検討していく課題にしていきたいという具合に思っております。

ですから、最終的にどういうような形がいいのかということによって事業費も出てくるのではないかと思います。

事務局 : よろしいでしょうか。

あとございませんか。どうぞ。

住 民: 蹴上と申します。時間もだいぶ1時間40分程度経ったわけでございまして、

その中で様々なお話が出ていますが、実は先ほど次長さんでしょうか、地元に 炉を作りたいというようなお話も出ているようでございまして、そのお話をど なたかが言ったら、「まず町の方で町民の、住民と申しましょうか、その意思確 認、集約、そして行政がそれをまとめて県の方に行けばお話合いになるものか」 先ほど途中でお金を掛けているうちに反対の住民が出てきて止めるようなこと もあっては困るんだと。だからその辺を町の方ではっきりその住民の意思を集 約して、町の方でどうしてもやっぱり住民は地元に炉を作って焼いていただき たいというようなお話がいったらご相談に乗れるものでしょうか。この辺を確 認しておきたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

- 福永次長: 先ほどお話しましたけれども、まず平たい言葉で言わせていただければ、地元の方の合意というのはまな板に乗せるための最低限の条件だと。平たく言えばそういうことで理解していただければいいと思います。そこから全てが始まる。それから先にまた、知事からも話がありましたようにいろいろな問題はあるけれども、その最初のまず大前提としてまな板に乗せるための大前提として地元の方から反対の意見が出ないということがまず大前提の条件となるんですよと。結局、その前に鎌田がお話をしましたように、これまでもいろいろな施設について、産業廃棄物の施設について地元の方の反対でやっぱり建設できなくなったとか、そういうケースがいっぱいございます。ですから、そういうことも踏まえた上でということでお話をしているわけです。
- 住 民: お話を聞きましたが、前提として住民の意見がまとまって、それが町の町長が中心になって県の方に行けばご相談してもらえるものだと、私はそのように決めてよろしゅうございますか。 ではそのように聞いておきます。
- 三村知事: ただ、事業主体とか計画とか、全てきちんと、その辺も含めてのお話でございますね。もちろん。
- 住 民: それは要するに、町と県とのお話合いはどういうふうになるか、それはまだ分かりませんけれども、町としてはそういうふうな考え方を持っていればそのような方向に行くとすればご理解願いたいと思います。よろしゅうございますか。
- 三村知事: 計画だけではなくて、事業主体も含めて、いわゆる運営というんですか、膨 大な資金を町としてもご必要でしょうし、そこらを含めて持ってくるのであれ

ばそれはそれだと思います。沢口さんに誤解があればあれですけど、一言だけ言っておきますけれども、何度も言うとおり汚染された物は全部撤去していきますと。そのことだけ今申し上げることができるのは。大変恐縮ですが。それだけは、自分の問題だと言っているのはそういうことで、私達全てに影響があるものですから、汚染された物は決して残さない。そのために1haずつこつこつやっていくという形の中で、結果としてのお答えしかできなくなるんだと思います。行政の立場です。申し訳ありませんがそういうふうに返事をさせていただきます。誤解があってはいやなものですから。汚染された物は全部やっていくんだと。そのために1区画ずつ掘って進めていくんだと。そうしなければいけないぐらい深刻な問題だと受け止めていますということと、早く取り掛かりたいという、押さえ込みだけでも早くしたいということでございます。その部分だけご理解下さい。

住 民: ようこそお出で下さいました。お待ちしておりました。

先ほどの鎌田さんのご説明で、重金属類は土壌汚染対策法、こちらに従って処理するということでございまして、10年間の時限立法に従うという、国の支援ですね。そうしますと、日本で一番大きい不法投棄の現場ですし、それと10年間に環境基準が厳しくなるのではないかという気はするわけですね。ですから、これは撤去するにあたりまして有害・無害を11プロックに分けて処理するということですので、県で独自の厳しい基準を作って、それの基準で合わせて処理をしたらどうかなということなんですが。いかがでございましょうか。そういう質問でございます。

三村知事: 個人的にはいい意見だと思うんですけれども、合同の部分でいろいろと、委員会を立ち上げていこうと思っていますので、専門家の意見ということになると思いますが、鎌田からも返事をさせます。

鎌田チームリーダー: まずやらなければならないのが、今の法律の中での土壌環境基準というものをクリアしていかなくてはいけない。これがまず第一段階だと思います。その次にやらなくてはいけないのは、やはり青森県だけが独自に厳しいものを作ったって、隣で岩手県がそれなりのもの、土壌環境基準だという具合になればバランスが悪い。その辺は十分、先ほど言った新しい組織の中で議論していかなくてはいけないことだと思います。その中で専門家の先生がいますので、じゃあどの辺まで今の技術で出来るのかどうか。どの辺までいけば人体的影響が少ないのか無いのか。そういうところまで踏み込んだ形での基準、そういうものを作っていかなければならないと思います。多分次の、厳しくなる

だろう、なるかもしれないということは、今ちょっとここで言えない。何とも言えないことだと考えていますから。ただ独自に基準を作る場合には、青森県だけではなくて岩手県とも十分協議をしていかなくてはいけないし、専門家の意見を十分聞いていかないと、その根拠というものを明白に明確にしないと簡単には基準というものは作れないのではないかという気はしております。

住 民: 大変素朴な質問になると思いますが、町民の感じとしまして、先ほど例えば 溶融炉を作った場合に主体は誰がやるとかというようなお話の説明がございま したけれども、私達町民とすると、例えば撤去をしてどこかに持っていって処 理してもらうのも、そこで現場で溶融炉で処理していただくのも、これは方法 の問題であって、事業主体がどうなるかという、その建物について例えば法律 でこれはダメですよとか言われているというのを私らもさっき聞きましたけれ ども、町民の願いとしては、これはやはり風評被害も出ない最高な処理の方法 だとまずほとんどここにいる方は、95%以上はそう思っているんですよ。誰 も今まで強力にお話をしませんでしたけれども、私達はそういう感じで考えて います。どうして運搬するのはいいんだけれども施設でやると事業主体が誰か と。私から言わせると県でやっていただきたいというのは皆そう思っていると 思うんです。出来るか出来ないか素朴な質問ですから。例えば、もうこれは法 律でダメだから、君達はそういう施設でやるのはもう諦めなさいと言うのか、 それとも何らかの方法で、例えば政治的にでもいろいろと考えてみる余地はあ るのではないかというようなこととか、そういうことの説明を欲しいんです、 私達は。もうダメだよって、もう後は県で作った案、これのどれかを選択しな さいという姿勢でおられるのか。その辺をお聞きしたいです。

三村知事: 溶融炉をここで作る云々という話はちょっと趣旨と違うのではないかと思っているんだけれど、これまでの経緯があるので正直言って事務局の方から。

福永次長: 制度的にどこで作れるかとか、そういうことよりもまず町の方が、町の方で町の考え方として県が作れということなのかということからまず全て含めてです。さっき知事からも話がありましたが、事業主体がどこになるのかとか、そういう話も含めて町の方で考え方がまだ全く整理されていない、全部我々の方に届いていないという状況ですので、今具体的にこの場でそういうことを聞かれてもお答えのしようがないというのが正直なところです。これは正直にお答えします。

今日は皆さんの声を知事に届けると、知事が皆さんの声を直接聞くという場ですので、こういうお話については町でもうちょっと整理してから我々の方に

またいろいろと話をしてもらえればというふうに思いますので。

住 民: 重ねて申し上げますが、私達とするとこれはただ単に方法論だと思って考えるんですよ。処理するためのね。配ってやる、そこで施設でやる。それで県の方での考え方とこっちに対する考え方が違うというのは、町民としてはちょっと納得できかねるようなところがあるということです。

福永次長: 今のお話、今ここで、やるとしてもあれですので、お話として聞いておきます。

事務局: かなり時間も過ぎてきましたので、この辺で終了したいんですけれども。 それではもう一方ということで終了したいと思いますので、よろしくお願い します。

住 民: 畠山と言います。今日は大変ご苦労さんでした。私は今日ずーと聞いていま したけど、今日の会議は一体何なのかと。何のためにやった集会なのかさっぱ り分からないと。これが最後の自分の結論です。

と言いますのは、我々が全量撤去をお願いしているわけですが、この全量撤去に対して県の説明・見解がさっぱり分からない。これが私の今思っているところです。まず知事は選挙期間中は全量撤去したいが、現実的には遮蔽、囲い込みも考えるべきだと、こういうことを政策の一端として述べております。と言うことは、私から言わせれば、これはこの当時から知事は第3のケースを念頭に置いていると。全量撤去というのは毛頭考えていないと。そういうふうに私は考えております。

それから、鎌田さんはここではいつもいい話をしていますが、県議会の先生方とかその他の方への説明についてはここと言っていることと違うようなことを言っています。これはこの間も私はいましたが、5月21日の新聞に出ております。やみくもに無駄な投資をする必要はないと。この言葉は全量撤去をする必要はないと、そういうふうに言っているのではないかなと、私はこういうふうに捉えております。

最後ですが、知事から全量撤去をするのか、しないのか。難しい言葉はいりません。それを一つ。鎌田さんから、この無駄な投資というのはどういうことなのか。この二点をお聞きいたします。

三村知事: まず遮蔽、ダムを作るということは意見が一緒だと思います。その中で、も う何度も繰り返しになって申し訳ないんですけれども、汚染された部分につい ては徹底的に調べて撤去していきますと。とことんやりますという返事をさせ ていただきます。あとは鎌田からまた返事をさせます。

鎌田チームリーダー: 畠山さん、私は別にここでいい話をして、あっちでまた違う顔でしゃべっているわけではないんですけれども、やみくもに無駄な投資をする必要がないというのは、例えば水処理施設とかそういうものがあります。うちの方で県が考えているのはフル装備です。だけどもその他にもまだあるわけですよ、やり方が。そういう高いものを、いろんな物を作る必要はないだろうと。それからもう一つは、その建屋に金をかける必要はない。見栄だけ張ってきれいなものにする必要はないだろうと。そういうようなことでのやみくもにという言い方なんですよ。ですから量をどれだけと言うか、ここで何度も言っているようにまだ県では何も、全量にするのかケース3にするのかどういうことにするのかというのは一切白紙の状態で皆さんの意見を聞くというように何回も言っているはずなんですよ。ですからその辺は誤解のないようにしてもらいたいと思います。以上です。

事務局 : よろしいでしょうか。

それでは、もうかなり時間も遅くなりましたのでこの辺で終了したいということでよろしいでしょうか。

今日は本当に長い時間ありがとうございました。

三村知事: 大変長い時間をお借りしましてありがとうございました。鎌田はご存知のとおり、付き合って2週間ちょっとですけども、一生懸命やっているということだけはご理解いただきたいですし、何度でも足を運びまして皆様方と共に本当の思いをお伺いし、全量撤去の概念につきましていろいろとあったわけでございますが、繰り返しになりますが先ほど話した思いでございます。ですから、結果的に全量を取るということになる可能性もあるわけでございますし、含みを残させていただきたいと思っておりました。そういうわけで田子の皆様方、本日は夜遅くまで長い時間本当にありがとうございました。参考にさせていただいて、次の段階に進んでいきたいと思っております。ありがとうございました。